

2012（平成24）年6月18日

〒532-0024

大阪市淀川区十三本町3-6-35

大阪ガスセキュリティサービス株式会社

代表取締役 池尻 和生 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖



〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201 FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔本件に関するお問い合わせ先〕

萩原司法書士事務所

司法書士 萩原 忠利

TEL：078-858-8182

FAX：078-858-8183

消費者契約法第41条第1項に基づく請求書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者被害防止・救済のため、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れ、差止請求訴訟を行うことを主な活動内容とする消費者団体で、2008（平成20）年5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（その他、組織概要についてはホームページをご参照ください。）。

当法人は、2012（平成24）年3月16日付「申入書」のとおり、貴社が用いている規程条項（「アイルス」ご利用規程第24条）は、特定商取引法第10条第1項第3号に反し、不当であると考えています。

ところが、貴社は、平成24年4月17日付「ご回答」により、特定商取引法第10条第1項第3号に抵触するものでないと主張しています。

よって、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、下記のとおり、請求いたします。

なお、本書面が到達した時から1週間が経過した後は、貴社に対して特定商取引法第58条の4及び消費者契約法第3章に基づく差止請求訴訟を提起することができることをご留意ください。

記

第1 請求の要旨

- 1 貴社は、消費者との間で、訪問販売（特定商取引法第2条第1項）に関し、下記の規程条項目録に記載した各規程条項を含む契約の締結をしてはならないことを求めます。

（規程条項目録）

第24条（期間内サービス終了の際の措置）

本サービスの提供の終了が下記①または②の事由に基づく場合、利用者は中途解約金を支払うものとします。

①第22条に基づく終了が、利用者の一方的な事由による場合

②第23条に基づき終了となった場合

- 2 中途解約金は下記の算式により算定するものとします。なお、下記記載の「解約算定用サービス料金」とは、申込書記載のサービス料金等を、1に申込書起票時の消費税および地方消費税の税率（小数表示）を加えたもので除し、小数点以下を切り捨てたものとします。

①サービス提供開始から5年以内の場合

解約算定用サービス料金×契約期間の残月数×2/3（小数点以下切り捨て）

②本サービス提供開始から5年経過後の場合

解約算定用サービス料金×契約期間の残月数×0.3（小数点以下切り捨て）

第2 紛争の要点

貴社は、消費者とのホームセキュリティ契約において、上記規程条項（「アイルス」ご利用規程第24条）を用いて契約しています。そうすると、訪問販売によってホームセキュリティ契約を締結した場合においても、消費者が中途解約をした場合は、上記規程条項第24条第2項①または②に規定の計算式により算出された高額の中途解約金を請求できることとなります。

しかし、訪問販売によってホームセキュリティ契約を締結した場合は、特定商取引法が適用され、同法第10条第1項第3号は、当該役務提供契約の解除に関し、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該役務提供契約の解除が、当該役務の提供開始後である場合、「提供された当該役務の対価に相当する額に法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額」の金銭の支払いを役務の提供を受ける者に対して請求することができないとする規定を置いています。したがって、上記規程条項は、同法第10条の規定に反する特約といえます。

よって、当法人は、本書面をもって、請求の要旨のとおり、上記規程条項を含む契約を締結する行為の差止を請求します。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

神戸地方裁判所

以 上